

# 仕様書（案）

## 1 業務名称

令和7年度緑の遊び場プロジェクト運営業務委託

## 2 目的

本委託業務は、公園の効果的な利用により子どもの健全な育成に資するとともに、西川緑道公園沿いでプロジェクト（以下、イベントと表記）を実施することで、街なかの魅力の向上とにぎわいの創出を目指すものである。

## 3 履行場所

岡山市北区幸町地内ほか

## 4 履行期間

契約日から令和8年2月27日まで

## 5 業務内容

公園を舞台に、五感を発揮して自然に触れながら、子どもの成長につなげられるような遊び場づくりを実践する。単に子どもたちへの遊びの場を提供するだけでなく、そのことを通して、公園の存在価値と利用価値を再認識し、これから街なかの公園のあり方や、関わり方、子どもにとっての外遊びの重要性とその環境についてのあるべき姿を再考する機会となるよう、イベントを総合的に企画立案し運営するものである。

### （1）イベントの企画立案

以下の点を考慮し、①から④のイベントについて企画立案すること。なお、実施内容については企画書に基づき、関係機関との調整を含め市と協議により決定する。

- ・遊びについては、屋外で自然素材や段ボール等の身近な素材を使い、子どもの成長につなげられるような自由にのびのびと遊べるものとすること。
- ・遊びについては基本無料とし、スタッフ体制から可能なものとすること
- ・イベント実施場所の特性を活かした遊びを選定し、配置すること。

#### ①西川緑道公園のイベントについて

本業務の目的にあったイベントコンセプトと、西川緑道公園の特性を活かした遊びを企画立案すること。

- ・イベント実施場所は西川緑道公園のハレまち通りからあくら通りを想定している。（※実施範囲を広げることも可能である。）
- ・イベント実施日は契約後、監督員と協議の上決定する。
- ・遊びは5種類以上とする。
- ・イベント実施日の安全対策として、本業務委託料とは別の委託業務として、交通誘導員3人を配置予定である。

#### ②西川緑道公園沿いの公園のイベントについて

本業務の目的にあったイベントコンセプトと、西川緑道公園沿いの公園1カ所選定し、その特性を活かした遊びを企画立案すること。

- ・イベント実施場所は西川緑道公園沿いの公園1カ所を選定すること。  
(※西川緑道公園沿いは万町跨線橋東交差点から瓦橋交差点までを想定している。また、野田屋町公園は工事のため使えない一定期間使用できない可能性があることに留意すること。)
- ・イベント実施日は契約後、監督員と協議の上決定する。
- ・遊びは4種類以上とする。

### ③ホコテン！について

ホコテン！イベントの特性を活かし本業務の目的にあつた遊びを企画立案すること。

- ・西川緑道公園筋歩行者天国「ホコテン！」での実施場所は桶屋橋南からハレまち通りの一部（道路部）を想定している。
- ・令和7年度開催予定の以下の日程のホコテン！のうち1回を実施日とし、契約後、監督員と協議の上決定する。（ホコテン！は令和7年6月8日(日)、10月12日(日)、11月30日(日)の内、1回を実施日とすること。）
- ・遊びは1種類以上とすること。
- ・実施内容については、契約後、西川緑道公園筋歩行者天国実行委員会事務局と調整が必要である。

### ④パネル展について

本業務の目的にあつた展示コンセプトと内容を企画立案すること。

- ・パネル展実施場所は「生涯学習センター（岡山市北区伊島町三丁目1-1）」又は岡山市役所本庁1F市民ホールを想定している。
- ・岡山市役所本庁1F市民ホールを使用する場合、実施日は令和7年6月23日、24日、25日の3日間を予定している。
- ・その他の場所を使用する場合、実施日は協議の上決定し、5日間程度を予定している。
- ・遊びは無くてもよい。

## (2) イベントの実施運営

- ・各イベント実施計画書は、実施3週間前までに監督員に提出して承認を得ること。  
また、業務時間、配置位置並びに業務内容に変更が生ずる場合は、別途協議し処理すること。
- ・看板等は破損しにくい素材を材料とし、事前に図案を提出し承認を得ること。また、この看板等の製作・設営・撤去を行うこと。（設営にかかる付属品を含む。）
- ・テント、机、パイプ椅子、長いす、電源等については、監督員と協議の上設営し、使用後は撤去し、原状復旧すること。
- ・運営スタッフについては、イベント運営に支障がないよう必要な人数を招集し配置すること。  
当該運営業務に従事するまでの間に、運営スタッフ等に対し、業務の内容、現地の掌握、概要等の研修を行い、業務が安全かつ円滑に遂行できるように準備すること。
- ・安全に配慮した、人員配置とし、園路内の動線を確保した遊びの配置とすること。
- ・設営業務及び会場内の本部運営業務（案内およびアンケート業務）、イベント内容等案内誘導業務、イベント開始・終了時における清掃業務及び報告書・資料作成のための写真を撮影すること。
- ・会場内で発生したゴミは受注者が分別の上処分すること。
- ・業務の実施・運営にあたっては、下記の事項について遵守あるいは留意すること。

ア 当該運営業務は、関係法令を遵守すること。

イ 各イベント参加者について、行事参加者にかかる傷害保険等に加入すること。補償内容は下表と同等以上とし、加入に当たっては事前に監督員の承認を得ること。また、加入後は必要に応じて保険証券の写しを監督員に提出すること。（※過去実績：傷害保険(各イベント500人程度)、傷害保険(ツーリング)(西川緑道公園のイベントのみ30名程度)）

		傷害保険	傷害保険(ツーリング)
1名あたり保険金額	死亡・後遺障害保険金額	300万円	992.5万円
	入院保険金（日額）	4,000円	10,000円
	手術保険金 入院時	40,000円	100,000円
	外来時	20,000円	50,000円
	通院保険金（日額）	2,000円	5,000円

ウ 食事・休憩等は受注者の判断により適宜行うこと。

エ 常に「主催者に準ずる者」として心掛けを持って従事し、言動に注意し、関係者及び一般来場者並びに地域住民との摩擦を生じさせないようにすること。

### (3) 広報宣伝

- ・①②のイベントについては、監督員が指定する期日までに広報宣伝用のチラシ（A4両面、各1万枚程度）を作成、配布すること。
- ・チラシのデザインについては、監督員と協議の上、スケジュール・開催場所・主催を明示し、わかりやすく訴えかけるものを作成すること。
- ・初校が出来た際には監督員の校正を受けること。
- ・印刷したチラシは、市が指定する配布先へ必要部数（決められた枚数に仕分けしたもの）を持参すること。

### (4) アンケート調査

- ・各イベント時にはアンケート調査を実施すること。
- ・調査データは集計・考察し、報告書に添付すること。

### (5) 報告書作成等

- ・資料整理は、イベントやパネル展の箇所ごとに行い、状況写真等を報告書作成用に整理すること。
- ・報告書には、イベントの概要、各事業の様子などを掲載すること。
- ・アンケートの集計と考察を行うこと。

## 6 提出書類

受注者は、次に示す書類を提出すること。

業務委託契約履行着手届、業務責任者届、完了通知書 各1部。その他本市の指示する図書。

## 7 安全管理

各種作業を行うに当っては、安全管理、事故防止に努めること。また、通行の支障にならないよう、会場及びその周辺に注意すること。

## 8 秘密の保持等

- (1) 受注者は本業務の遂行に当たり知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、業務を通じて得た個人情報保護の取り扱いについては、岡山市個人情報保護条例に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結するものとする。

## 9 成果品

成果品の取りまとめ方法については、岡山市と協議し、その指示に従うものとする。成果品は以下のとおりとする。

- 報告書（A4版） : 1部
- 電子データ（CD-R） : 1枚
- その他資料 : 一式

成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属するものとし、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とする。また、映像・デザイン等のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、すべて岡山市に帰属するものとし、著作者人格権は行使しないものとする。

### (1) 電子データについて

- ・成果データは、元データ（Microsoft Word、Excel等）とラスタデータ（PDFファイル等）を提出すること。
- ・記録媒体はCDまたはDVDの使用を原則とするが、詳細は監督員と協議すること。
- ・提出する記録ファイルについては、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。（格納された全てのファイルについて実施）市場性のある（シェアの高い）ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェック データに基づいて（チェック前に最新データを取り込んだ後）ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。

## 10 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、調査経過内容全般を常に把握している担当者を置き、調査の円滑な実施のために、定期的に市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受注者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受注者は、その一切の責任を負うこと。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- (4) 受注者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに岡山市に報告すること。
- (5) 業務内容等は、企画競争時点におけるものであり、最適提案者との協議の上、変更を加えることがある。
- (6) 荒天等により業務の遂行が困難な場合は、一部中止または内容変更等の対応をとる場合がある。中止または内容変更等になった場合は、双方協議の上、業務内容を変更するものとする。